

舞鶴市土地開発公社公告第1号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので公告する。

令和7年2月21日

舞鶴市土地開発公社
理事長 福田 豊明

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名

西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事に伴う土砂運搬・処理委託

(2) 委託内容

ア 本委託は、西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事（以下「土壌改良工事」という。）にて発生する汚染土壌を10tコンテナ又は10tダンプトラックに積み込み、処分先へ運搬し、処理処分するものである。なお、積み込み作業は土壌改良工事の受注者が行うものとする。

イ 日当たりの運搬及び処理処分量は、土壌改良工事の工程等の都合により変動があるので監督員及び土壌改良工事の受注者と連絡を密にし、調整の上、運搬及び処理処分計画を立てること。

ウ 処理処分量は、計量証明事業者であれば、自社にて計量証明し、それ以外の事業者は、計量法の定めによる計量事務所にて計量し、計量証明書を提出すること。

エ 搬出日及び、搬出時間については監督員及び土壌改良工事の受注者と協議、調整の結果決定するものとする。また、受託者は、月間工程及び週間工程の調整を行うなど監督員及び土壌改良工事の受注者との連絡を密にすること。

オ 土壌改良工事にて発生する汚染土壌の種類及び性状は、次に示すとおりとする。

- ・汚染土壌の土質は砂礫、粘土混じり砂礫、粘性土である。
- ・汚染土壌の環境基準値を超過した項目は鉛及びその化合物である。
- ・鉛の最大溶出量は0.027mg/Lであり最大含有量は2200mg/kgである。
- ・運搬処理予定数量は、1,047m³（1,884t）である。ただし、予定量は確約するものではない。
- ・土壌運搬能力については、1日10tダンプ10台の2往復（搬出予定数量約100m³程度）を想定している。
- ・含水比の高い汚染土壌については、必要に応じて含水比調整を行うものとする。

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和7年9月30日まで

2. 契約を担当する部課等の名称

舞鶴市土地開発公社業務課

3. 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者で、4. に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置（以下「入札参加等除外措置」という。）を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 土壌汚染対策法第22条第1項の汚染土壌処理業の許可を受けた者であること。
- (7) 1. (3) の委託期間において、1. (3) 委託内容の汚染土壌を処理できる能力を有する者であること。

4. 競争入札参加資格の確認の手続き等

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて舞鶴市土地開発公社に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

(1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書等の受付

ア 受付期間 令和7年3月7日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 受付場所 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所内舞鶴市土地開発公社

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、受付場所に、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法によること。

封筒表には、「西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事に伴う土砂運搬・処理委託申請書在中」と記載すること。

エ 提出書類

①入札参加資格確認申請書（様式1）

②資料（汚染土壌処理業許可証の写し、1. (3) 委託内容の汚染土壌を処理できる能力を有することが分かる書類、事業所パンフレット等）

③返信用封筒（第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ったもの）

オ 提出部数は、各1部とする。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、令和7年3月10日（月）に通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

イ アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出(持参)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(5) 質問の受付

設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の様式2により提出することとし、書面は下記へファクシミリにより提出すること。

ア 受付期限

令和7年3月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。ただし、最終日は正午まで

イ 質問宛先

舞鶴市土地開発公社業務課

ウ FAX番号

0773-62-5099

(6) (5) の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた者にファクシミリにより送付する。

回答日 令和7年3月10日（月）

(7) その他

ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料等は、返却しない。

5. 入札書の提出方法

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

郵送による配達指定日（持参できる日）：令和7年3月18日（火）

○郵送による入札書の提出方法

(1) 入札参加者は5.(2)の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、配達日指定として郵送すること。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなす。

(2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「西舞鶴駅操車場跡地土壌改良工事に伴う土砂運搬・処理委託 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること。

(3) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。

(4) 競争入札参加資格の確認を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送（この場合方法は問いません。）又は持参により提出すること。

(5) 入札書の送り先（提出先）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所別館3階
舞鶴市総務部契約検査室契約課

(2) 入札書類

次の書類をそろえること。

- ・入札書……………（様式3）
- ・競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し
- ・委任状（代理人による入札の場合…（様式4）

6．入札（開札）執行の日時及び場所等

(1) 開札日時

令和7年3月19日（水） 午前11時30分

(2) 開札場所

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市役所 別館4階411会議室

7．入札金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8．入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

9．再度入札

入札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度入札を行う。

この場合、再度入札は1回までとし、開札日等はあらかじめ指定する。

10．落札者の決定

予定価格（非公表）の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

11．立会人

開札には、入札参加者1者につき1名立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状（任意様式）を持参すること。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行う。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手続等を行う。

12．くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1枚に「落札」の表示（○印）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。）
- ③ 立会人のうち②の手続を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

1 3 . 入札結果の連絡及び公表

入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、ホームページで公表する。

1 4 . 入札保証金

免除する。

1 5 . 契約保証金

免除する。

1 6 . 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) 代理人が入札したもの
- (10) その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

1 7 . 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは3.(6)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

18．契約書の作成

作成を要する。

19．違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

17．(2)の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

20．問い合わせ

業務の内容等不明な点については舞鶴市土地開発公社業務課（電話 0773-66-2011）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）まで問い合わせること。